

西予市地域づくり活動センター推進計画審議会 傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、西予市地域づくり活動センター推進計画審議会設置要綱に基づき、西予市地域づくり活動センター推進計画審議会（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は 10 人とする。ただし、特に委員長において支障がないと認めるときは、定員を超えて傍聴させることができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、西予市地域づくり活動センター推進計画審議会の事務局（まちづくり推進課）において、傍聴人受付簿（第1号様式）に住所、氏名を記入し、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の 30 分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の 30 分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

3 傍聴を終え、退場しようとするものは、傍聴証を審議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- （1） 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2） はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- （3） 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4） ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。
- （5） 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- （6） 酒気を帯びていると認められる者
- （7） 異様な服装をしている者
- （8） 前各号に掲げる者のほか、その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他の通信機器は、着信音等を発しない措置をとること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて委員長及び係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委 任)

第9条 この規定に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規定は、令和6年10月1日から施行し、西予市地域づくり活動センター推進計画審議会の解散まで適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

西予市地域づくり活動センター推進計画審議会 会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式第2号（第3条関係）

西予市地域づくり活動センター推進計画審議会

傍 聴 証

第 号

※ 傍聴を終え退場する場合は、この傍聴証を必ずお返してください。